

本研究は、序章、第1章から第5章、終章と補論から構成されている。

序章では、本研究における問題の背景と本研究の目的と独自性を記述した。

問題の背景としては、日本社会における犯罪・非行からの離脱に対する政策的な関心の高まりがある。その一例として、2012年に内閣府の犯罪対策閣僚会議によって再犯防止推進計画が策定されたことが挙げられる。

なかでも、少年の修学の継続には、より高い関心が向けられている。たとえば、2017年に策定された「再犯防止推進計画」における7つの重点課題の1つに「学校等と連携した修学支援の実施等」が示されたことがある。具体的施策として、高等学校の中退防止や就労支援とともに、矯正施設内における高卒認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整が挙げられており、非行少年の学び直しに関するものが含まれている。これらを受けて、2019年には法務省が「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」、文部科学省が「『再犯防止推進計画』を受けた児童生徒に係る取組の充実について」をそれぞれ公表している。

このような政策的な関心の高まりはありながらも、非行少年の学び直しへの関心は高まっていながらも、そのプロセスはあまり明らかにされていない。

以上の問題関心のもと、本研究の目的は、非行経験者が矯正施設を経て、教育機関へ移行していく過程を記述、分析することを通して、現代の日本社会における非行からの離脱過程の一端を明らかにすることである。

分析に先立って、公的統計を概観し、少年院出院の状況や出院者の進路状況に関する動向を整理した。その結果、以下のことが明らかになった。まず、少年院の出院者は、減少傾向が続いている。その一方で、少年院者の進路状況における進学希望者が次第に増加している。1他方で、少年院内で実施されている社会復帰支援にも注目した。なかでも、近年重視されている修学支援に関わる動向を確認した。少年院内における修学支援の一環として、高卒認定試験の受験が挙げられる。少年院在院者の高卒認定試験の認定者や一部科目認定者は、増加傾向にあることが確認された。しかし、出院後の少年たちの学びの状況は、この公式統計からは把握することはできない。そのため、出院後の少年たちが、どのように学びを継続しているのかを問うことが必要になることを指摘した。

序章の最後に、本研究の独自性を記述した。本研究の独自として、以下の3点が挙げられる。第1に、矯正施設入所以前、矯正施設在籍時、矯正施設退所後という少年たちの経験した時系列に沿って分析すること、第2に、質的縦断調査にもとづいた非行からの離脱過程を明らかにすること、第3に、非行からの離脱過程にあり、かつ教育機関に修学している少年を対象にしていること、の3点である。

第1章では、先行研究の検討を通じて、本研究の分析課題を設定した。本研究では、犯罪・非行からの離脱に関する研究、学校と非行に関する研究、課題集中校に関する

研究、若者の移行に関する研究に分けて整理を行った。先行研究における課題は次のとおりである。学校と非行との文脈では、非行少年たちの学校経験はネガティブなものとして描かれてきた。しかし、課題集中校における逸脱傾向のある生徒たちに見られるように、非行少年たちの学校経験はネガティブなものにとどまらない可能性がある。少年院の経験や退院後の就労先での生活は描かれてきたものの、少年院内で少年たちが自身の進路希望をどのように形成していくのかという過程は注目されてこなかった。犯罪・非行からの離脱研究では、就労や結婚に重きが置かれており、少年期の教育に関する検討は行われてこなかった。これらの先行研究の課題を乗り越えるために、非行少年たちの矯正施設以前の学校経験や、少年院内における進路希望の形成過程を明らかにしたうえで、非行からの離脱過程における非行少年たちの教育機関への移行を明らかにすることを分析課題とした。

第2章では、調査の概要について説明を行った。まず、更生保護施設の概略を示した。更生保護施設とは、直ちに自立することが難しい元犯罪者や元非行少年を宿泊させ、就職援助、生活指導などを行ってその円滑な社会復帰を支援する施設のことである。更生保護施設内が担う主な役割は、「生活基盤の提供」、「円滑な社会復帰のための指導や援助」、「入所者の特性に応じた専門的な処遇」の3点である。

続いて、本研究が対象とするA更生保護施設の概要を示し、A更生保護施設が研究対象としての妥当性を有することを述べた。A更生保護施設には少年院や少年鑑別所を退所した20名程度の少年が在籍している。少年の在籍期間は通常1年程度とされるが、少年の置かれている状況によってその期間は異なる。A更生保護施設における支援内容としては、生活指導・修学支援・就労支援・カウンセリングなどであり、これらの支援はスタッフが常駐して行われている。A更生保護施設に在籍する少年の多くは、就労に従事しているものの、修学に従事する少年も1割程度いる。そのため、非行からの離脱過程において、矯正施設退所後の教育機関への移行を検討する本研究の対象として妥当であると考えられる。

インタビュー調査の概要について述べると、筆者は2016年12月からA更生保護施設に在籍する少年へのインタビュー調査を継続してきた。インタビュー調査に関しては、男子少年7名に対して、半構造化インタビューを1対1の形で、A更生保護施設内で実施した。なお、少年がA更生保護施設に在籍中は、継続してインタビューを行った。

第3章では、非行少年の矯正施設入所以前の学校経験を分析している。インタビューにおける語り注目すると、彼らは対教師や生徒間同士といった学校内で対人関係にかかわるトラブルを経験していた。具体的には、教師への指導に対する反発心や、同級生からのいじめなど対人関係に関わるトラブルを経験していることを指摘した。その一方で、このような経験を持っていながらも、彼らは学校を肯定的に評価している部分も同時に有していた。その背景には、環境の変化に伴う人間関係の変化や、対

人関係から得られる即自的な満足感があることがわかった。以上の分析から、少年たちは自身の学校経験を肯定的にも否定的にも両義的にとらえているということが見出された。

第4章では、少年院における経験と出院後の進路希望を形成する過程を、教育機関への移行を希望する少年たちに注目して検討した。

まず、少年院に至るまでに彼らがどのような生活を送っていたのかを分析した。ここでは、少年たちはルール違反をすることに対する抵抗感が低下していたり、即時的な満足感を求め逸脱行動を行っていたりしていた様子が見えてきた。

次に、彼らの少年院における経験を分析したところ、彼らは少年院の経験を、肯定的にも否定的にも捉えていた。肯定的な意味づけとしては、少年院入院を経験することで、自身の成長へとつながる転機の間と位置付けていた。その一方で、否定的な解釈としては、少年院という施設で過ごすことで生じる緊張を抱えている様子が見出された。

続いて、少年院入院後における進路希望の形成過程を分析したところ、少年は、少年院入院後の早い時期から進学希望を形成していたということが明らかになった。そして、その進路希望は、少年院に在院期間中一貫して維持され続けていた。しかし、この少年院内で進学希望を保持し続けることは、教官から否定的な評価を受けるといった少年に緊張をもたらすものでもあったことが見出された。

第5章では、少年たちの教育機関へ移行と非行からの離脱過程を検討した。まず、インタビューにおける語りから、教育機関へ移行する目的と移行に伴う障壁について確認した。教育機関へ移行する目的としては、親孝行や将来の目標のための「手段」、「普通」の高校生への憧れがあることが見出された。なお、教育機関へ移行する障壁としては、少年院出院時と受験のタイミングの不一致、入試の不合格が挙げられる。

続いて、少年たちの教育機関移行後の経験を分析した。一定期間修学を継続している少年たちは、再非行をせずに生活しており、修学することは、再非行を抑止する可能性が一定程度はあることが示唆された。彼らが修学を継続できている要因として、修学することの楽しさや、将来の目標の実現、自身と似た経験を持つ友人の存在といったことがあげられた。

一方で、調査を継続していくと、少年たちは揺らぎを経験していることがわかった。その背景には、再非行への葛藤と、教育機関への評価の転換があった。彼らが経験する揺らぎは、少年たちの生活を安定的なものから不安定なものへと変化させるものの、少年たちは自身の持つ資源を活用し対処しようとしていることが見出された。

終章では、本研究のこれまでの議論を振り返り、それらの知見に基づく本研究の学問的示唆、実践的示唆、今後の課題を記述した。

本研究全体から得られる学問的示唆としては、①犯罪・非行からの離脱研究に対する示唆、②教育社会学研究に対する示唆の2点を挙げた。1点目の犯罪・非行からの

離脱過程研究に対する示唆としては、次の2点がある。第1に、少年たちが教育機関に対してつながりを持つことで、教育機関が犯罪・非行からの離脱を促す場になる可能性があるということである。第2に、少年が「非行少年」というアイデンティティから新しい非犯罪者としてのアイデンティティへと移行するためには、他者からの承認が必要になるということを示したことである。この承認がなされない場合、「非行少年」としてのアイデンティティが維持され続けることになる可能性を示した。

2点目の教育社会学に対する示唆としては、非行少年や少年院へのメリトクラシー社会の浸透を挙げた。少年たちは、「高卒」学歴の持つ意味を社会の中で十分わかっているからこそ、矯正施設退所後に修学を希望している可能性がある。それは、少年院にも同様のことが当てはまる可能性があり、少年院が社会における学歴が持つ意義を理解しているからこそ、高卒認定試験や通信制高校を導入している側面があると考えられる。つまり、これまでメリトクラシー社会の中で、検討されてこなかった非行の領域にもメリトクラシー社会の浸透を示唆するものである。

本研究における実践的示唆としては、長所基盤にもとづいた非行少年の処遇の必要性を挙げた。非行少年や犯罪者の動機を長所とみなす長所基盤モデルでは、少年たちの持つ教育アスピレーションは、犯罪・非行からの離脱を促すための重要な資源となりうる。しかし、教育アスピレーションを長所として強調することで、生じうる課題もある。それは修学することが規範化する可能性を持つものでもあり、彼らが修学を継続できなくなった場合や、そもそも修学を希望しない少年たちに対する保障も求められることをあわせて指摘した。

最後に今後の課題について記述した。今後の課題として、①少年たちの家族関係や社会経済的な背景を含んだ分析が必要なこと、②法務教官や教師、更生保護施設の職員といった処遇側や支援者側の視点からの検討が必要なこと、③更生保護施設在籍者を対象にしたことで家庭復帰をした少年が対象から外れたこと、④より長期的な追跡研究の実施が必要であること、の4点を挙げた。

補論では、処遇を行う側である法務教官の視点から、少年院における処遇と出院時の困難を明らかにした。少年院内で実施されている義務教育段階の少年に対する教科指導に注目し検討を行う。使用するデータは、法務教官が矯正教育学会などで報告した中学校復学に関する事例と、少年院に勤務する法務教官に対するインタビュー調査である。

まず、中学校復学に関する事例の分析を行ったところ、以下のことが明らかとなった。まず少年院へ入院する少年たちは、総じて学校生活への意欲が低い状況にある。また、中学校に復学するにあたって、少年院側と学校側の調整で困難が生じている。具体的には、在籍中学校から、少年の復学を拒否されることが報告されていた。そして、保護者側の調整においても、困難が生じている。具体的には、保護者と学校相互の不信感が根強いことが報告されている。

続いて、法務教官へのインタビュー調査の分析を行ったところ、事例と同様の認識を持っていることが明らかになった。すなわち、少年院に入院する少年の学ぶことへの意欲はあまり高くないこと、中学校へ復学する際に学校側から拒否されたこと、中学校への復学をするにあたっては保護者の理解が必要ということである。さらにインタビュー調査からは、少年院内で行う教科指導が、どのように実践されているのかを分析した。その結果、少年院内で行われる教科指導では、学力向上目指しながらも、生活指導を基盤とした「育てなおし」の延長に教科指導を位置付けているということを見出した。